

大崎町公表第21号
令和6年10月1日

大崎町地域計画協議の場（持留川土地改良区地区）の結果について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大崎町長 東 靖弘

市町村名	大崎町
地域名	持留川土地改良区地区 (下三文字・西三文字・宮之馬場・桜谷・崎園・牧・宮園・牧之内・木入道・桜岡・東干草・西干草・柳別府・下村・鷺塚・上鷺塚)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月17日 (第1回)

1. 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農地中間管理権の設定率が低いが、担い手への集積率は比較的高くなっている。しかしながら、圃場が分散しており効率的な農地利用が行われていないため、中間管理権設定率や集積率をより一層高める必要がある。
また、水が届かない圃場である山側から耕作放棄地が広がってきており、獣害も多くなってきていているため、圃場の大規模化、畠地化、品目毎の区分け等の方向性を協議する必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

担い手農家以外の個人農家の意向も把握し、地域内外の担い手農家に集積・集約する。

2. 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等の面積	180.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	180.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は別添地図のとおり）

人・農地プランの持留川土地改良区地区をベースとし、農業振興地域内を区域とする。

3. 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集団化の取組

認定農業者や地域外参入者等の担い手に集積・集約をする。農地中間管理事業の推進をさらに進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

農地中間管理機構の活用率は約19%と低いため、より活用を推進し、農地の集積、集団化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組

地区内的一部において、基盤整備事業の要望は出しているが、事業実施に向けては調整中である。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

規模拡大志向をもつ地域内の担い手農家や近隣の担い手農家等に参入を促し、農地の集約を図り、効率的な農地利用を目指す。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

以下の任意記載事項

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業
④輸出	⑤果樹等	⑥燃料・資源作物等
⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨その他

【選択した上記の取組内容】